

## 平成 21 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会 議事録

日 時 平成 22 年 3 月 11 日 (木) 13 時 30 分 ~ 14 時 20 分

場 所 岸記念体育会館 講堂

出席者 坂本本部長、佐藤、宇津木の各副本部長

< 常任委員 > 野田、平井、長尾、山崎

< 委 員 > 霜觸(北海道)、佐藤(青森)、谷藤(岩手)、後藤(宮城)、  
一関(秋田)、梁瀬(山形)、砂子田(福島)、高山(茨城)、  
青木(栃木)、内田(群馬)、藤沼(埼玉)、久保(千葉)、  
中野(東京)、田中(神奈川)、山井(山梨)、中屋(新潟)、  
北東(富山)、岡村(石川)、山口(福井)、山本(静岡)、  
神野(愛知)、吉田(岐阜)、池ノ内(滋賀)、岡(京都)、  
平山(奈良)、川口(鳥取)、織奥(島根)、大橋(岡山)、  
吉長(広島)、佐竹(山口)、藤澤(香川)、組橋(徳島)、  
穂岡(愛媛)、高橋(高知)、田中(福岡)、川久保(佐賀)、  
中村(宮崎)、武田(鹿児島)、神谷(沖縄)

< 委 任 > 住谷副本部長

菅原、原、佐藤(高)、富田、大山の各常任委員

大西(長野)、松井(三重)、山田(兵庫)、神前(和歌山)、

野田(長崎)の各委員

< 代理出席 > 河野(大阪府副本部長)、甲斐(熊本県副本部長)、宮崎(大分県副本部長)

< 事 務 局 > 廣崎部長、池田課長代理、伊藤課長補佐、  
他青少年スポーツ部員 7 名

事務局より、設置規程第 15 条に基づく会議成立の報告を行い開会。

冒頭、前回欠席だった坂本本部長より就任の挨拶があった。

その後、同本部長を議長とし議事に入った。

### < 議 案 >

#### 1 . 平成 22 年度日本スポーツ少年団事業計画・予算(案)について

事務局より資料に基づき、ブロック会議での意見聴取を経て、日本体育協会での全体的な調整に伴い再編成した平成 22 年度事業計画・予算(案)について説明。

事業計画については昨年 6 月開催の第 1 回委員総会にて承認済みであるが、予算(案)については各種補助金・助成金の決定が 4 月以降になることから、その確定後に実行予

算の編成に取りかかるため、これについては本部長に一任願い、6月開催の平成22年度第2回常任委員会および第1回委員総会にて報告する旨を諮り、これを承認。

## 2. 要綱・制度の改訂について

### (1) 日本スポーツ少年団顕彰要綱施行基準の改訂について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱第3条第1項の市区町村表彰について、「市区町村表彰はすでに行き渡っており該当団体なしという都道府県があること、市区町村合併により市区町村数が半減しているのに施行基準の設置市区町村数の改訂がなく、ますます該当団体が減る」との意見が今まで多くあったこと。また、受賞後10年を経過した団体には、これまで2回目の受賞を運用で容認している現状があるものの明文化されていないことから、ブロック会議での意見聴取を踏まえて改訂案を作成した旨説明。

<改訂の概要>

- ・『4. 第3条(1)項の表彰は、10年間経過した後の再度の表彰を妨げない。』を追加。
- ・<5. 顕彰の数> (1) 第3条(1)項の市区町村スポーツ少年団  
「設置市区町村数 50まで1団体。51～75まで2団体以内。76～100まで3団体以内。101以上を4団体以内」を「設置市区町村数20までを1団体。21～30までを2団体以内、31～40までを3団体以内。以下、10市区町村単位で1団体ずつ増やすことができる。」へ変更。
- ・(2) 第3条(2)項の登録指導者  
「1,000名までを1名。以下、1,500名までを超えるごとに1名を増やすことができる。」を「1,000名までを1名。1,001～2,500名までを2名以内。2,501～4,000名までを3名以内。以下、1,500名単位で1名ずつ増やすことができる。」へ変更

以上3点の変更について諮り、これを承認。

平成22年4月1日より改訂施行することとした。

### (2) 日本スポーツ少年団リーダー制度の改訂について

事務局より、現在のジュニア・リーダースクール、シニア・リーダースクールそれぞれの参加要件では、中学・高校それぞれ入学後にスポーツ少年団に関わりを持ち始めた団員にとって、参加しづらい状況にあることから、リーダー養成ワーキンググループおよび指導育成部会で協議し、ブロック会議での意見聴取を踏まえて改訂案を作成した旨説明。

<改訂の概要>

- ・2条1項のジュニア・リーダースクールの対象  
「日本スポーツ少年団登録団員で、団体活動歴2年以上の小学校5年生以上中学生

までの者とする。」を「次のいずれの条件も満たす者とする。日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。」へ変更。

・2条2項のシニア・リーダースクールの対象

『 「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者（これに準ずる者を含む）。「ジュニア・リーダー」の認定資格者に準ずる者は、別に定める。』を『 「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者。又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。』へ変更。

・6条を削除し、2条2項に関わる活動単位を別に定める。

以上3点の変更について諮り、これを承認。

平成22年4月1日より改訂施行することとした。

## <報告事項>

### 1.平成24年度全国スポーツ少年大会および競技別交流大会の開催地について

事務局より、平成24年度に関東ブロックが担当する全国スポーツ少年大会および西地区の中国・四国・九州ブロックが担当する競技別交流大会の開催地について、昨日開催の第4回常任委員会で下記の通り承認されたことを報告。これを了承。

なお、最終的な決定は、各開催県スポーツ少年団および県体育協会等関係正式機関の最終承認を得た時点になることを確認。

- ・ 第50回全国スポーツ少年大会 : 千葉県
- ・ 第35回全国スポーツ少年団剣道交流大会 : 佐賀県
- ・ 第10回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 : 高知県

### 2.第8次育成5か年計画および第9次育成計画について

本年度は第8次育成5か年計画の最終年となっており、次期育成計画には昨年6月に承認された「スポーツ少年団の将来像」の具体策を盛り込むこととなっている。

去る11月10日開催の第2回青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて次期育成計画の実施時期について協議した結果、今年度のブロック会議までに第8次育成5か年計画の総括と第9次育成計画の素案作成については、都道府県、関係者の十分な理解を得た上で策定することが困難であることから、第8次育成5か年計画を2年間延長し、創設50周年に合わせて第9次育成計画を作成してはどうかとの結論に至った。

このことを第3回常任委員会にて諮ったところ、「急いで策定するより、しっかりと計画を策定することが重要」、「都道府県、関係者に十分な意見聴取を行った上で、創設50周年に合わせて策定して欲しい」との意見があり、第8次育成5か

年計画を 2 年間延長し、創設 50 周年に合わせて第 9 次育成計画を策定することが承認された。

以上のとおり報告し、これを了承。

### 3. その他

#### (1) 青少年スポーツ振興プロジェクトについて

去る 6 月 11 日開催の第 1 回委員総会において坂本本部長に一任としていた『青少年スポーツ振興プロジェクト』のメンバーについて、3 副本部長及び専門部会部会長の計 5 名に委嘱し、佐藤副本部長が座長となり議事を進行していくこととした旨報告。

去る 9 月 29 日に坂本本部長も出席の上、青少年スポーツ振興プロジェクトの第 1 回会議を開催し、プロジェクトで検討する項目を確認し、

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業への取組み方針の策定

「スポーツ少年団の将来像」具体策の方針の検討

次期育成計画の方針の決定

社会教育功労者表彰の推薦

の 4 項目を近々の検討課題とすることとした。

～ については、各専門部会において検討する項目の振り分け、並びに各専門部会において検討した内容の整理および最終案を策定し、常任委員会へ諮ることとし、

については、常任委員の中から基準に合わせて推薦することから、プロジェクトにおいて担当することとした。

また、11 月 10 日開催の第 2 回会議では、スポーツ少年団創設 50 周年記念事業への取り組みとして、式典関係を活動開発部会、表彰関係を指導育成部会、記念誌関係を広報普及部会に振り分け、それぞれ各部会で検討することとし、「スポーツ少年団の将来像」に関する作業としては、各作業項目の内容に従って専門部会に振り分け、それぞれ該当項目について検討することとした。

以上のとおり報告し、これを了承。

北東委員(富山)より、プロジェクトメンバーは学識経験者が多く、もっとスポーツ少年団の現場の意見が取り入れられるようメンバーの追加をお願いしたいとの意見があり、事務局よりプロジェクトメンバーについては増員も含めて検討していきたい旨回答した。

平山委員(奈良)より、メンバー増員はいつまでに結論が出るのかとの質問があり、事務局より平成 22 年度第 1 回委員総会で報告できるよう進めたい旨回答した。

#### (2) 平成 22 年度の常任委員会・委員総会の開催日程について

資料の通り会議開催日程を報告。これを了承。

### (3) 平成 21 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

佐藤副本部長より、ブロック会議への協力に対しお礼を述べた後、聴取した意見について、スポーツ少年団の将来像で提言されている課題については現在各専門部会において、第 9 次育成計画に反映させるべく鋭意検討中であり、本年度の実施要項に反映できるものについては既に修正されているものもある。それ以外の意見については平成 22 年度第 1 回常任委員会にて項目毎に整理して各専門部会再度で検討していく旨報告。

北東委員(富山)より、ブロック会議の位置づけがはっきりしておらず、都道府県へのフィードバックは事業報告書のみである。常任委員会で協議されるのは良いことだが、各種アンケート等も含めて都道府県へのフィードバックを確実に実施し、取り扱う専門部会を明示してほしい旨意見があり、事務局より今後改善していきたい旨回答。

### (4) その他

各委員より以下の意見があった。

- ・田中委員(福岡)より、全国から集まってきて 40 分で会議が終わってしまうのはもったいない。年に 2 回の機会なので他のブロックの本部長と交流し、情報交換を行いたい。本部長同士の連携を深めることで、組織の力を高めていきたいとの意見があり、坂本本部長より前向きに検討したい旨回答。
- ・後藤委員(宮城)より、宮城県体育協会では新公益法人制度への対応を進めているが、その中でスポーツ少年団の独自性をより出していきたいと考えている。日本体育協会の新公益法人制度への対応の中で、日本スポーツ少年団としてどのような方向性を持っているのか示してほしいとの質問があり、事務局より日本体育協会としては本年 8 月に内閣府に対し申請する予定であるが、日本スポーツ少年団の組織については現在と変わらない位置づけで申請される旨回答。
- ・山本委員(静岡)より、全日本少年サッカー大会について現在日本スポーツ少年団、日本サッカー協会、読売新聞社の三社共催で実施しているが、スポーツ少年団への登録を大会参加条件にできないのであれば主催を外れるべきであり、早く結論を出してほしいとの意見に対し、事務局より、大会創設当初はサッカー協会に登録制度がなかったためスポーツ少年団登録のみを参加条件としていたが、サッカー協会の登録制度開始とともに二箇所に登録しなければならなくなった。そういった流れから手続きや経済的な負担を考慮しサッカー協会の登録のみになったと考えられる。現在、全日本少年サッカー大会出場チームの 7 割近くはスポーツ少年団に登録しておらず、主催を外れた場合スポーツ少年団の登録数が減る可能性が高いため、今後、専門部会で具体策を考えていきたい旨回答。
- ・高橋委員(高知)よりサッカーの問題に関して、民間のスポーツクラブはスポーツ

少年団の理念と異なるので、登録をさせるにしろ、理念の違うクラブを登録させて良いのか議論が必要であるとの意見があった。

- ・吉田委員（岐阜）より、全日本少年サッカー大会の主催から外れることでサッカーの単位団が減少した場合、サッカー以外の野球やバレーボール等の種目にも影響が出ることを考えられ、スポーツ少年団の登録をやめる団が続出する可能性がある。スポーツ少年団の大会は少年団登録をしないと参加できないというはっきりした位置づけを示してほしいとの意見があった。
- ・川久保委員（佐賀）より、バレーボール交流大会はスポーツ少年団の大会なのに、なぜバレーボール協会の指導者研修会の受講が必要なのか。サッカーの登録問題も含めて、日本体育協会でジュニア年代の登録を一元化してほしいとの意見があった。

以上、協議し 14 時 20 分閉会。